

## 議 第 1 9 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和6年12月13日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 議会運営委員会委員長 勝 山 祥

### 提 案 理 由

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と委員長が認める場合において、オンラインによる方法で委員会を開くことを可能とするため、富士見市議会委員会条例の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の2項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で説明することができる。

3 第1項の規定により出席を求められた者は、前項の規定によりオンラインによる方法で説明するときは、あらかじめ議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。